

戦後初の小学校国語教科書『どんぐりと山猫』採用の意義  
—「われわれの意見は、他の人の意見によって、どんな影響  
をいっせにするか」—

Adoption of Kenji Miyazawa's "Acorn and Yamaneko"  
in Japanese Elementary School Textbooks after  
World War II: How Do Other People Influence our  
Opinion?

オルン・チャンボン  
ORN Chanphom

### はじめに

日本の国語科教科書に、最も数多く採用されてきた作家は、宮澤賢治である。

宮澤賢治の作品が初めて教科書に掲載されたのは「雨ニモマケズ」である。構大樹氏によれば、昭和十八年（一九四三）準公的な教科書、満州開拓青年義勇隊訓練本部編『国語下の巻』（富山房）に始まり、戦後の昭和二十二年（一九四七）『国定教科書』『中等国語一』にも採用された。戦後は、『どんぐりと山猫』が、昭和二十一年（一九四六）十一月刊『暫定教科書』文部省編『初等科国語 四第四学年後期用』、昭和二十三年（一九四八）『国定教科書』『国語 第四学年下』に採用されている。以来、新学制のもと、教科書検定制度が発足して「検定教科書」になってからも、宮澤賢治の作品は、ほぼ途絶えることなく、今日にいたるまで、小・中学校教科書に採用され続けている。

日本の教科書は、宮澤賢治の作品をどのように評価して採用してきたのであろうか。

本稿は、従来の研究とは視点を変えて、宮澤賢治の教科書採用作品の動向

を「小学校学習指導要領」の改訂時期にしたがって再検討する。これを踏まえて、戦後初の「暫定教科書」『初等科国語 四』に、初めて『どんぐりと山猫』が採用された意義を問い直したい。

### 1. 宮澤賢治作品の教科書採用と「学習指導要領」

日本の小学校の「学習指導要領」は、現在までに十回改訂されている。<sup>(2)</sup>

- (一) 昭和二十二年「学習指導要領（試案）」「学習指導要領 国語科編（試案）」
- (二) 昭和二十六年「学習指導要領一般編（試案）」改訂版「小学校学習指導要領国語科編（試案）」改訂版
- 昭和二十八年度「学習指導要領」
- (三) 昭和三十三年「小学校学習指導要領」告示（昭和三十三年十月一日施行）
- (四) 昭和四十三年「小学校学習指導要領」告示（昭和四十六年四月施行）
- (五) 昭和五十二年「小学校学習指導要領」告示（昭和五十五年四月施行）
- (六) 平成元年「小学校学習指導要領」告示（平成四年四月施行）
- (七) 平成十年「小学校学習指導要領」告示（平成十四年四月施行）
- (八) 平成十五年「小学校学習指導要領」一部改正（平成十五年十二月改正）
- (九) 平成二十年「小学校学習指導要領」告示（平成二十三年四月施行）
- (十) 平成二十九年「小学校学習指導要領」告示（平成三十二年四月施行）

表1は、昭和二十二年（一九四七）から平成三十一年（二〇二一）までの小学校国語教科書に採用された宮澤賢治の作品を一覧したものである。  
(一)(二)の「学習指導要領」、(三)の「小学校学習指導要領」の改訂を基準として、時期区分を示した。なお、表の作成にあたっては、小学校教科書に採用された宮澤賢治の全作品を十年毎に時期区分された牛山恵氏<sup>(3)</sup>の表を参照し、現在までに調査しえた範囲で補訂を加えた。

表1. 小学校国語教科書に採用された宮澤賢治の作品と「学習指導要領」

		どんぐりと 山猫	気のいい火 山弾	よだかの星	風の又三郎	オツベルと 象	祭りの晩	度十公園林	セロ弾きの ゴージュ	やまなし	グスコープ ドリの伝記	注文の多い 料理店	狼森と 盗森	雪渡り	イハートブ の夢	いちょうの 実
(一)	昭22 ('47)	○														
	昭23 ('48)	○														
	昭24 ('49)	○														
	昭25 ('50)	○	○													
(二)	昭26 ('51)		○													
	昭27 ('52)	○	○													
	昭28 ('53)	○	○													
	昭29 ('54)	○	○													
	昭30 ('55)	○	○		○											
	昭31 ('56)	○	○													
	昭32 ('57)	○	○													
(三)	昭33 ('58)	○	○	○												
	昭34 ('59)	○	○	○												
	昭35 ('60)	○	○	○												
	昭36 ('61)					○	○	○	○							
	昭37 ('62)						○	○	○							
	昭38 ('63)						○	○	○							
	昭39 ('64)						○	○	○							
	昭40 ('65)				○		○	○	○		○					
	昭41 ('66)						○	○	○							
	昭42 ('67)						○	○	○							
(四)	昭43 ('68)						○	○	○							
	昭44 ('69)						○	○	○							
	昭45 ('70)						○	○	○							
	昭46 ('71)		○					○	○							
	昭47 ('72)		○					○	○							
	昭48 ('73)		○					○	○							
	昭49 ('74)		○					○	○							
	昭50 ('75)		○					○	○							
	昭51 ('76)		○					○	○							
(五)	昭52 ('77)					○		○	○		○			○		
	昭53 ('78)							○	○		○			○		
	昭54 ('79)							○	○		○			○		
	昭55 ('80)							○	○		○	○		○		
	昭56 ('81)							○	○		○	○		○		
	昭57 ('82)							○	○		○	○		○		
	昭58 ('83)							○	○		○	○		○		
	昭59 ('84)							○	○		○	○		○		
	昭60 ('85)							○	○		○	○		○		
	昭61 ('86)							○	○		○	○		○		
	昭62 ('87)							○	○		○	○		○		
	昭63 ('88)							○	○		○	○		○		
(六)	平元 ('89)							○	○		○	○		○		
	平2 ('90)							○	○		○	○		○		
	平3 ('91)							○	○		○	○		○		
	平4 ('92)							○	○		○	○		○		○
	平5 ('93)							○	○		○	○		○		
	平6 ('94)							○	○		○	○		○		
	平7 ('95)							—	—		—	—		—		
	平8 ('96)							○	○		○	○		○		
	平9 ('97)							○	○		○	○		○		
(七)	平10 ('98)							○	○		○	○		○		
	平11 ('99)							○	○		○	○		○		
	平12 ('00)							○	○		○	○		○		
	平13 ('01)							○	○		○	○		○		
	平14 ('02)							—	—		—	—		—		
(八)	平15 ('03)							○	○		○	○		○		
	平16 ('04)							○	○		○	○		○		
	平17 ('05)							○	○		○	○		○		
	平18 ('06)							○	○		○	○		○		
	平19 ('07)							○	○		○	○		○		
(九)	平20 ('08)							○	○		○	○		○		
	平21 ('09)							○	○		○	○		○		
	平22 ('10)							○	○		○	○		○		
	平23 ('11)							○	○		○	○		○		
	平24 ('12)							○	○		○	○		○		
	平25 ('13)							○	○		○	○		○		
	平26 ('14)							○	○		○	○		○		
	平27 ('15)							○	○		○	○		○		
	平28 ('16)							○	○		○	○		○		
(十)	平29 ('17)							○	○		○	○		○		
	平30 ('18)							○	○		○	○		○		
	平31 ('19)							○	○		○	○		○		

## 二、教科書採用作品の見直しと「学習指導要領」改訂

表1から、宮澤賢治の教科書採用作品が、一定の群を成して推移していることが確認される。ひとつの作品の採用期間が連続して続くのは、ほぼ十年毎に行われる「小学校学習指導要領」の改訂に際して、教科書側が採用作品を見直してきたためであろう。「学習指導要領」(一)～(十)の改訂と採用作品を対応させると、次の動向がうかがわれる。

(一) 昭和二十二年「学習指導要領 国語編(試案)」の実施期間中は、『どんぐりと山ねこ』が主流を占める。昭和二十五年(一九五〇)に『氣のいい火山弾』が一度採用されるが、この年は(二)昭和二十六年「小学校学習指導要領(試案)」改訂版の前年にあたる。したがって、『氣のいい火山弾』は(二)の実施に先立って教科書に採用された可能性が想定される。

なお、(二)に続く昭和二十八年「学習指導要領」の施行期間中の昭和三十年(一九五五)に一度、『風の又三郎』が採用されている。『風の又三郎』は昭和四十年(一九六五)にも一度採用されるが、この単発的な採用のありかたについては、なお検討を要する。

(三) 昭和三十三年「小学校学習指導要領」が告示され、同年十月一日に施行されると、この年から『よだかの星』が新たに加わる。『よだかの星』は、(三)の施行期間中の昭和三十三年(一九五八)から昭和三十五年(一九六〇)の三年間にわたって、『どんぐりと山ねこ』『氣のいい火山弾』と共に採用されており、この三作が三年間続く。

しかし、昭和三十五年(一九六〇)、『どんぐりと山ねこ』『氣のいい火山弾』『よだかの星』の三作は、そろって教科書から姿を消す。この三作に代わって、昭和三十六年(一九六一)には、『オツベルと象』『祭りの晩』『度十公園林』『セロ弾きのゴーシュ』の四作が新たに採用される。しかし、『セロ弾きのゴーシュ』はその後掲載されることはなく、『オツベルと象』は昭和五十二年(一九七七)にも一度採用されるが、その後、中学校教科書に移行して現在に至っている。

こうして、昭和三十七年(一九六二)から昭和四十五年(一九七〇)までの八年間は、『祭りの晩』『度十公園林』の二作が主流を占めること

になる。

この間に(四)昭和四十三年「小学校学習指導要領」が告示され、昭和四十六年四月に施行された。これに対応して、昭和四十六年(一九七一)には、採用作品が入れ替わる。『祭りの晩』がなくなり、代わりに、昭和三十五年(一九六〇)に姿を消した『氣のいい火山弾』が復活し、『度十公園林』『やまなし』三作は、昭和五十一年(一九七六)まで十年間続けられて掲載されている。

この時期は、(五)昭和五十二年「小学校学習指導要領」が告示されるまでの期間に相当する。昭和五十二年(一九七七)に『氣のいい火山弾』『度十公園林』が姿を消すのは、「小学校学習指導要領」の改訂作業のなかで採用作品の見直しが行われたためであろう。この年にだけ採用された『オツベルと象』『雪渡り』は、その検討の俎上に載せられたものが、試行的に採用されたものであろうか。

(五)昭和五十二年「小学校学習指導要領」が告示され、昭和五十五年四月に施行されると、新たに『やまなし』『注文の多い料理店』『雪渡り』が登場する。これら三作は、昭和五十二年以来、(六)～(十)と度重なる「学習指導要領」の改訂を経て、今なお小学校国語教科書に採用され続けている。

## 三、戦後初期の教科書における宮澤賢治作品の意義

戦後初めて、宮澤賢治作品が教科書に採用されたのは、『どんぐりと山ねこ』であった。戦後最初の昭和二十一年版「暫定教科書」である『初等科国語 四第四学年 後期用』と、昭和二十二年版「国語 第四学年下」のふたつの教科書に連年で採用された。

『どんぐりと山ねこ』採用の意義について、牛山恵氏は「国家主義的な徳目・教訓から解放された純粋の児童文学」「民主主義の時代の新しい教材」と高く評価された。

賢治話が初めて国語教材として取り上げられたのは、戦後教育の出発

点の時点においてのことだった。すなわち、石森延男のリードによって成立した暫定教科書において、賢治童話は、国家主義的な徳目あるいは教訓から解放された純粹の児童文学として、さらに言うなら民主主義の時代の新しい教材として国語教科書の上に登場した。それから60有余年、賢治童話が国語教科書から姿を消すことはなかった。それは、中学校、高等学校の教科書に目を広げてても他に例を見ることのない事実である<sup>4)</sup>。

遠藤純氏は「従来の道徳観・倫理感を覆す」「根本思想」を読み取り、次のように述べられた。

（『どんぐりと山ねこ』に）込められた従来の道徳観・倫理感を覆し、新たなそれを指し示すという根本思想が、人間尊重の戦後教科書観と合致し、この作品を教材として結実させる一要因となった<sup>5)</sup>。

こうした戦後の民主主義の学校教育の方向性と合致する「根本思想」に付け加えて、構氏は「そうした重なりは、教材化へと向かう段階的な処置のなかでより強調されていた」として、戦前の「雨ニモ負ケズ」から継続する「経験主義」「生活主義」を指摘された。

一九四九（昭和24）年度以降、教科書は検定に移行する。しかし、検定教科書はその初期の段階においては国定教科書を範として作られた。また、経験主義・生活主義の教育思潮は引き継がれた。そうした後押しを受けて、賢治作品の採用もそのまま続けられることになった。ゆえに〈宮沢賢治〉は、子どもたちの生活の水準を高め、なにより規範を涵養するに適した教材としての位置が確立していったと考えられる<sup>6)</sup>。

遠藤氏、構氏が共に引用された有光次郎「新教科書について」には、戦後国定教科書の方針が次のように示されており、当時の時代風潮とこれを軸に展開してきた『どんぐりと山ねこ』教材史の趨勢が知られる。

新しい教育の方向に添って軍国主義や極端な国家主義或は国家神道などの教材は除き、人間性を尊重し民主主義的国家の建設、国際親善に寄与し得るやうな国民の育成を目ざして編集されてゐる<sup>7)</sup>。

戦後日本の教育改革とは、日本の教育の民主化をめざした一連の制度改革をいう。昭和二十一年（一九四六）三月、連合国軍最高司令官総司令部GHQ（General Headquarters）の発意により、米国内務省は米対日教育使節団を派遣して、六・三・三制を勧告するなどの戦後日本の教育改革を進めた<sup>8)</sup>。そのなかで日本最初の「学習指導要領」である昭和二十二年「学習指導要領（試案）」が発行される。その作成に携わった人物のひとりに、昭和女子大学教授で児童文学者の石森延男（一八九七～一九八七）がいる。石森延男は東京高等師範学校を卒業後、中学校などの教師を経て、中国・遼寧省大連で十数年間の外地生活を送った。戦後は昭和女子大学教授となり、GHQの民間情報教育局CIE（Civil Information and Education）の指導のもと、日本最初の「学習指導要領」である昭和二十二年「学習指導要領 国語科編（試案）」の作業に直接従事し、数々の証言を遺している。

吉田裕久氏は、その作成過程を詳細に跡づけ、CIEの求める「学習指導要領（Course of Study）」「単元（Unit of Work）」に対して、そのような概念をもたなかった石森延男をはじめとする日本側が戸惑い困窮しつつも、それを咀嚼理解していく具体相を浮き彫りにし、日本最初の「学習指導要領」の意義を次のように述べられた。

昭和二二年度版『学習指導要領 国語科編（試案）』は、一九〇〇（明治三三）年に国語科が成立して以来の、やはり大きな国語教育の曲がり角になった歴史的な瞬間、画期的出来事（ターニングポイント）として一大国語教育改革の現場になったのではないか<sup>9)</sup>。

吉田氏によれば、昭和二十二年度版「学習指導要領 国語科編（試案）」によって、教師はそれまでの「教材研究―指導方法」中心の「内容・方法」を「教える存在」から、「目標―内容―方法―評価」という教育のシステムを自ら作り上げ、「目標・評価」を考え、「学習を支える存在」へと転換を遂げた。この戦前教育から戦後教育への転換とは、「教授」から「学習」への転換である。教師の側の新たな課題は、「目標―内容―方法―評価」という教育の構造、単元的展開、評価意義などであった<sup>10)</sup>。これは言語活動をはじめとする現代の国語教育にも受け継がれており、きわめて今日的な意義を有す

る問題でもある。

では、吉田氏が画期的と評された昭和二十二年度版「学習指導要領 国語科編(試案)」の思想は、このとき採用された『どんぐりと山猫』教科書本文に、どのように反映しているであろうか。

#### 四、『どんぐりと山猫』教科書本文の改変と「単元 (Unit of Work)」

『どんぐりと山猫』は、どんぐりたちの「裁判」の物語である。

ある晩、一郎の家におかしなハガキが届く。それは、山猫からの手紙であった。明日、ぜひ、山猫に会いに山へ来て欲しいという。翌朝、一郎は山猫を訪ねて山奥へ入る。山猫は、昨日から続く面倒な裁判について、一郎の意見を聞きたいと言う。すると、草むらの中から、黄金色に光るどんぐりたちが、たくさん現れた。面倒な裁判とは、どんぐりの中で誰が一番偉いかという争いであった。この裁判に決着をつけるのは、鶴の一声のような一郎の「申しわたし」である。

当時の教科書には、単元末に「学習のてびき」が付されていない。構氏は『どんぐりと山猫』の教材研究史から、現場の教員によって、どんぐりの裁判が「民主的社會建設への暗示」について考えさせる授業計画が望ましいとされた事例等を紹介し、昭和二十四年(一九四九)発行の文部省国語教育研究会編『学習指導の手引き—第四学年用』の「指導の目標」を示された。その4には次のように記されている。

この文中には、かわった裁判を通して、「えらいもの」とはなにかの問題がとりあげられ、どんぐりがせいにくらべっこをしている風刺があります。また、随所に軽くたくまないユーモアが見受けられ、読むものをして思わずほお笑ませ、そのほおえみのうちに自然に考えさせます。風刺とかユーモアとかは人間独特のもです。心からたのしい笑いを笑える人に育ててやりたいものです。

教科書発行から二年後、ここでは「えらいもの」とはなにか、が問題とされてる。

構氏は、昭和二十一年版、昭和二十二年版と宮澤賢治の原文を対照し、教

科書が「一郎が山猫から『巻煙草』を勧められる場面が削除」している点について、教育的配慮と山猫の高慢さの緩和による「手直し」を指摘し、また、次の宮澤賢治の原文に対して、<sup>12)</sup>

おもてにでてみると、まはりの山は、みんなたつたいままできたばかりのやうにうるうるもりあがつて、まつ青なそらのしたにならんでました。

教科書が手直しをした読点・漢字・仮名遣い、擬態語「うるうる」の変化を指摘された。

たしかに、宮澤賢治の原文に対して、教科書はかなり大胆に手を入れていく。そして、さらに『どんぐりと山猫』には、構氏が指摘されていない重要な原文の改変が存在する。それは石森延男が述べていることから、CIEの意向や当時のさまざまな事情を反映したものである可能性がある。

そこで、本文二箇所について検討を加えることとする。

まず、表2は、戦後初の二種の教科書の『どんぐりと山猫』本文と、宮澤賢治の原文を対照したものである。『どんぐりと山猫』は、宮澤賢治が生前、大正十三年(一九二四)十二月、自費出版に近い形で刊行した作品である。原文は『新』校本宮澤賢治全集』第十二巻本文篇に拠り、校異篇を参看した。表の上段には、昭和二十二年度版「学習指導要領 国語科編(試案)」に先立って発行された、戦後最初の「暫定教科書」『初等科国語 四 第四学年 後期用』本文である。表の中段は、その翌年に発行された『国語 第四学年下』本文である。

表2は、わかりやすい原文の改変として、学年の表記を対照して示したものである。

表2には原文の改変①～⑤が確認される。原文の①③「五年生」・④「尋常五年生」・⑤「大学の五年生」が、昭和二十一年版では①③「四年生」・④「初等科の四年生」・⑤「大学の四年生」、昭和二十二年版では①③「四年生」・④「小学校の四年生」・⑤「大学の四年生」と改変されている。これは昭和二十一年版が「初等科の第四学年」、昭和二十二年版が「小学校第四学年」のための教科書であるからである。

表2・学年の表記の改変

『初等科国語四 第四学年後期用』	『国語第四学年下』	宮澤賢治 『どんぐりと山猫』原文
「うまいですね。① <b>四年生</b> だつて、 ② <b>あのくらゐ</b> には、書けないでせう。」 すると、男は、急にまたいやな顔をしました。 「③ <b>四年生</b> といふのは、④ <b>初等科の四年生</b> だらう。その声が、あまり力なく、あはれに聞えましたので、一郎はあわてていひました。 「いいえ、⑤ <b>大学の四年生</b> ですよ。」	「うまいですね。① <b>四年生</b> だつて、 ② <b>あんな</b> には書けないでしょう。」 すると、男はまたいやな顔をしました。 「③ <b>四年生</b> といふのは、④ <b>小学校の四年生</b> だらう。」 その声が、あんまり力がなく、あわれにきこえましたので、いちろうはあわてていひました。 「いいえ、⑤ <b>大学の四年生</b> ですよ。」	「うまいですね。① <b>五年生</b> だつて ② <b>あのくらゐ</b> には書けないでせう。」 すると男は、急にまたいやな顔をしました。 「③ <b>五年生</b> つていふのは、④ <b>尋常五年生</b> だべ。」 その声が、あんまり力なく、あはれに聞えましたので、一郎はあわて、言ひました。 「いいえ、⑤ <b>大学の五年生</b> ですよ。」

この改変の目的は、CIEのオズボーンの次の「単元 (Unit of Work)」学習の要請に対応するのではないか。

学習者の興味・関心を生かしながら、問題・課題に取り組み中で、効果的に言語活動を展開し、言語能力を育む。

ふたつの教科書は、生徒たちに作品に親しむをもたせ、「学習者の興味・関心を生かしながら」、問題・課題に取り組ませるために、原文の「尋常五年生」を、生徒たちと同じ学年の「四年生」に改変したと考えられる。

五・『どんぐりと山猫』の「単元 (Unit of Work)」

「われわれの意見は、他の人の意見によつて、どんな影響をうむるか」  
昭和二十二年度版「学習指導要領 国語科編 (試案)」の作業過程で問題となったのは、「単元 (Unit of Work)」という概念であった。その末尾には、「参考」として次の一文が記されている。

「われわれの意見は、他の人の意見によつて、どんな影響をうむるか」  
石森延男は、単元名を「参考」としたことについて、次のように回想している。

この単元名を聞いて、わたしは、はたと迷った。いきなりわが国古来の国語教材(文章、資料、など……)と異質なものになってはさぞ迷うだろうと不安になったからだ。それで単元名は、本文にかかげないで「参考」として掲示することにとどめたのだ。<sup>①</sup>  
ここには、石森延男が単元名を「参考」にした理由が、はっきりと述べられている。

吉田氏は、このくだりは昭和二十二年七月八日のCIEのオズボーンの示唆(Suggestion)によるとされている。このオズボーンの示唆に対応して、「どんぐりと山猫」が教科書に採用されたのではないか。「どんぐりたちの裁判」は、三日間におよんで採め続ける。そこには、どんぐりたちの「われわれの意見」と「他人の意見」のぶつかり合いがユーモラスに描かれている。そして、この裁判は表3に示した一郎の「申しわたし」によつて、あっさりと決着が付けられるのである。

表3には、原文の改変①～⑨が確認される。このうち、重要な改変は、②③⑦である。

まず、原文②「いちばん」を教科書が削除した理由は、文頭に「このなかでいちばんばかで」があり、「いちばん」の語が重出するためであろう。ただし、原文では文頭「いちばんばかで」が、②「いちばんえらい」と対比されている。これと対応して、教科書は原文⑦「いちばんえらくなくて」の「えらくなくて」を削除する。つまり、最初の教科書昭和二十一年版は「いちばん「えらい」の対応を削除し、二番目の昭和二十二年版はこれを踏襲した。このこ

表3.1 いちばんの「申しわたした」

『初等科国語四 第四学年後期用』	『国語 第四学年下』	宮澤賢治 『どんぐりと山猫』原文
<p>「そんなら、かういひわたしたらいいでせう。 この中で、いばんばか めちやくちやで、まるで① なつてないやうなのが、② えらいとね。」</p>	<p>「そんなら、かういひわたしたらいいでせう。 この中で、いばんばか めちやくちやで、まるで① なつてないのが②えらいと ね。」</p>	<p>「そんなら、かういひわたしたらいいでせう。 このなかでいばんばか で、めちやくちやで、まるで①なつてないやうなのが、②いばんえらいとね。 ③ぼくお説教できいたんです。」 山猫はなるほどといふ④ふうになつて、それからいかに⑤氣取つて、</p>
<p>山ねこは、なるほどといふ④ふうになつて、それから、いかにも⑤氣どつて、しゅすの着物の⑥えりを開いて、</p>	<p>やまねこは、なるほどといふ④ふうになつて、それから、いかにも⑤氣どつたようすで、しゅすの着物の⑥えりを開いて、</p>	<p>縹子のきもの、⑥胸を開いて、 黄いろの陣羽織をちよつと出してどんぐりどもに申しわたしました。 「よろしい。しづかにしろ。申しわたした。」</p>
<p>黄色のぢんばおりをちよつと出して、どんぐりどもに申しわたしました。 「よろしい。しづかにしろ。申しわたした。」 この中で、いばん⑦□□□□、 ばかで、めちやくちやで、てんで⑧なつてゐなくて、頭のつぶれたやうなやつが、いばんえらいのだ。」 どんぐりどもは、しんととしてしまひました。 それはそれは、しんとして、</p>	<p>黄色のぢんばおりをちよつと出して、どんぐりどもに申しわたしました。 「よろしい。しづかにしろ。申しわたした。」 この中で、いばん⑦□□□□、 ばかで、めちやくちやで、てんで⑧なつてゐなくて、頭のつぶれたやうなやつが、いばんえらいのだ。」 どんぐりどもは、しんととしてしまひました。 それはそれはしんとして、</p>	<p>このなかで、いばん⑦えらくなくて、ばかで、めちやくちやで、てんで⑧なつてゐなくて、あたまのつぶれたやうなやつが、いばんえらいのだ。」 どんぐりは、しんととしてしまひました。 それはそれはしんとして、</p>
<p>⑨固まつてしまひました。</p>	<p>⑨だまつてしまひました。</p>	<p>⑨堅まつてしまひました。</p>

とによって、菩薩の思想「でくのぼう」とも通じる宮澤賢治の重要なキイワードの対比が消えてしまった。

さらに注目すべきは、一郎のことは、③「ぼくお説教できいたんです。」を、ふたつの教科書が削除している点である。一見、一郎の主体性を疑わせるかのような発言ではあるが、「お説教」とは、宮澤賢治が熱心な仏教徒であることから、おそらく仏教寺院での僧侶による法話などを意味すると思われる。この「お説教」に由来する宗教的意味合いが、学校教育においては、『教育基本法』第9条（宗教教育）に抵触する可能性がある。

第9条（宗教教育） 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

②国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

「ぼくお説教できいたんです」は、学校教育において信教の自由を尊重するために削除されたのであろう。しかし、宮澤賢治の抛り所、仏教の菩薩の思想が消えてしまったことは否めない。

そして、「民主主義教育」として重要な点が、一郎のこの論理の通り方である。どんぐりたちは反論もせず、多数決も採ろうとしない。何の議論もなされないまま、一郎の鶴の一声で裁判の決着がつく。

これが、民主主義といえるであろうか。  
むしろ、「どんぐりたちの裁判」を通して、生徒たちに問われるのは、オズボーンが求めたように、

「われわれの意見は、他の人の意見によって、どんな影響をこうむるか」という問題であったのではないか。オズボーンの求めたことは、アメリカ風のかなり緩やかなもので、「教授」から「学習」へと転換した、新しい教育の質に近いものであったのではないか。

むすび

『どんぐりと山猫』の教育史において、軍国主義教育の反動としての戦後の民主主義教育があったことは確かであろう。これとは別の観点から、

CIEが要請した「学習指導要領 (Course of Study)」 「単元 (Unit of Work)」と教材『どんぐりと山猫』本文の対応を検証した結果、『どんぐりと山猫』の教科書本文にはCIEの要請に対応すると思われる次の二点が確認された。

第一に、『どんぐりと山猫』教科書本文は、生徒たちに主体的な興味・関心をもたせるために、原文「尋常五年生」を「四年生」に改変している。

第二に、学校教育という制約から、宮澤賢治のもつ仏教の菩薩の思想が、完全に消し去られている。

第三に、『どんぐりたちの裁判を描く』『どんぐりと山猫』は、CIEのオズボーンが石森延男らに示唆し、石森延男が「参考」に掲出するにとどめた「単元」、「われわれの意見は、他の人の意見によって、どんな影響をこうむるか」を生徒たちに主体的に考えさせる教材という意義と期待をになつて、当初採用されたと考えられる。しかし、時代の風潮を反映し、日本の教師たちは「裁判」や話し合いの部分を民主主義と受けとめ、そのような解釈のされかたが広まっていたのではないか。民主主義とはほど遠い、作品中の一郎の鶴の一声のような「申しわたし」は、そのことを証左していると考えられる。

## 注

- (1) 構大樹「雨ニモマケズ」教材化の前夜―満州開拓青年義勇隊の試―(『宮澤賢治はなぜ教科書に掲載され続けたのか』二〇一九年九月、大修館書店)。
- (2) 文部科学省 [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/kihon/about/mext-00003.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/mext-00003.html)
- (3) 牛山恵「宮澤賢治童話の教材史―文学作品と小学校「国語」教科書と関連―」(『全国大学国語教育学会・公開講座ブックレット② 国語教科書研究の方法』、二〇二二年二月、全国大学国語教育学会)。
- (4) 同右。
- (5) 遠藤純「戦時下における宮澤賢治の受容―大陸移民と松田甚次郎―」(『国際児童文学館紀要』、二〇〇一年三月)

(6) 構大樹「『どんぐりと山猫』と民主主義教育―なぜ戦後も評価されたのか―(前掲書)。

(7) 『朝日新聞』昭和二十一年(一九四六)七月八日刊。

(8) 佐藤秀夫「六・三制」の項(『国史大辞典』第十四巻、一九九三年四月、吉川弘文館)。

(9) 吉田裕久「戦後初期における国語教育改革―『学習指導要領 国語科編(試案)』(一九四七)の作成過程を中心に―」(『国語教育研究』56、第55回広島大学教育学部国語教育学会・特別研究発表、二〇一五年三月)。

(10) 同右。

(11) 注(6)の前掲論文。

(12) 同右。

(13) 注(9)の前掲論文。

(14) 同右。

(15) 同右。

(16) 第9条(宗教教育) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/kihon/about/004/a004\\_09.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/004/a004_09.htm)

〔附記〕 本稿を成すにあたって、藏中しのぶ先生、佐竹保子先生、安保博士先生、笹生美貴子先生、杉山若菜先生、宮崎潤一先生、海津充則氏から貴重な御教示をたまわりました。ここに記して、深く御礼申し上げます。